

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例施行規則

制定 平成17年8月24日 規則第68号
改正 平成18年3月31日 規則第31号
平成20年3月5日 規則第5号
平成28年3月31日 規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(大規模集客施設の面積に係る要件)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める面積は、1,000平方メートルとする。

(大規模集客施設の新築等に該当する行為の範囲)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める既存の建築物の増築又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途の変更は、当該増築又は用途の変更に係る部分のうち同条第1項に規定する用途に供することとなる部分の床面積が、1,000平方メートルを超えるものとする。

(基本計画書)

第4条 条例第3条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 周辺道路の概要
 - (2) 大規模集客施設の新築等に当たって必要となる他の法令等の規定による手続の概要
- 2 条例第3条第3項に規定する規則で定める図書は、別表第1のとおりとする。

(用途の廃止の届出)

第4条の2 条例第9条の2第1項に規定する規則で定める面積は、5,000平方メートルとする。

- 2 条例第9条の2第1項の規定による届出は、同項第1号から第6号までに掲げる事項を記載した届出書に、大規模集客施設に係る別表第2に掲げる図書を添付してしなければならない。

(公表)

第5条 条例第10条第4項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 勧告を受けた者の住所並びに法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
- (2) 条例第10条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当する事実
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(適用除外)

第6条 条例第11条の規定により、大規模集客施設の立地に伴う都市機能の調和に関する措置が効果的に講ぜられるものとして規則で定める市町の区域は、次に掲げる要件を満たす市町の区域でなければならない。

- (1) 当該市町の条例が、次に掲げる要件を満たすものであること。

- ア 大規模集客施設の新築等に相当する行為を適用の対象とするものであること。
 - イ 事業者が、基本計画書に相当する図書を作成し、これを当該市町の長に提出しなければならない旨規定していること。
 - ウ 当該市町の長にイの図書の提出があった場合において、当該市町の長が関係行政機関の意見を聴く旨規定していること。
 - エ 当該市町の長が、知事意見書に相当する意見書を作成し、これを事業者へ送付する手続を規定していること。
 - オ 事業者が当該市町の条例の規定に違反した場合又は当該市町の長の意見を踏まえて事業者が講じようとする対策の内容が不十分である場合に、当該事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告する等当該市町の長が一定の措置を講ずることができる旨規定していること。
 - カ 大規模集客施設の新築等に相当する行為が都市機能に影響を及ぼす地域に当該市町の区域以外の区域が含まれる場合に、当該市町の長が知事と協議する旨規定していること。
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の事務を処理していること等により、大規模集客施設の立地に伴う都市機能の調和を効果的に図ることができることと認められる市町であること。
- 2 条例第11条に規定する規則で定める市町の区域は、神戸市の区域とする。

別表第1（第4条関係）

図書の種類	明示すべき事項
位置図	方位、道路及び目標となる地物
付近見取図	方位、敷地の境界、周辺道路の状況、周辺の建物の用途別現況、周辺の公共施設及び用途地域
配置図	方位、敷地の境界並びに建築物、駐車場及び自動車の出入口の位置
各階の平面図	条例第2条第1項に規定する用途に供する部分とその他の用途に供する部分の区分
立面図	
知事が特に必要と認める図書	

別表第2（第4条の2関係）

図書の種類	明示すべき事項
位置図	方位、道路及び目標となる地物
付近見取図	方位、敷地の境界、周辺道路の状況、周辺に存する専ら大規模集客施設の利用者のために設置された道路、道路の附属物、信号機等の種類及び位置、周辺の建物の用途別現況、周辺の公共施設並びに用途地域
配置図	方位、敷地の境界並びに建築物、駐車場及び自動車の出入口の位置
知事が特に必要と認める図書	

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定による基本計画書の提出を行っている大規模集客施設の新築等については、改正後の大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例施行規則第6条第2項の規定は、適用しない。

附 則（平成20年3月5日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第21号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。